

鹿角市地域生き生きサロン推進事業費補助金について (令和6年度版)

1 目的

- 鹿角市においても、少子高齢化、核家族化が進み、一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯、家族と同居していても日中一人暮らしとなる高齢者が増えています。
- 高齢者が自宅に引きこもりがちになると、社会的に孤立したり、心身の健康状態の悪化により要介護状態に陥るおそれがあります。



- 地域のボランティアにより、高齢者にとって身近で気軽に集まることのできる場所を確保する活動に対して補助金を交付することにより支援を行います。

2 お問い合わせ先

- 本補助金のお問い合わせ、申請書等の提出先は下記のとおりです。

〒018-5201 鹿角市花輪字下花輪 50 番地（鹿角市福祉保健センター内）
鹿角市健康福祉部あんしん長寿課介護予防班
TEL：0186-30-0103 FAX：0186-30-1257
メールアドレス：houkatsu@city.kazuno.lg.jp

3 令和6年度のスケジュール

4 月	募集開始
	・申請前に事前協議をしてください。
	・事前協議の際は、必ず事前に連絡の上、担当者と日程を調整してください。
随時	交付決定
以降～令和7年3月まで	地域生き生きサロン活動取組み
	・毎月、実施状況を報告していただきます。
	・必要に応じて職員が状況確認を行います。
令和7年3月	実績報告（補助金の確定・支払い）

4 補助交付対象者は？

- 地域生き活きサロンの取り組みを行う **団体または個人** としています。
- 「団体」は主に自治会を想定していますが、高齢者交流サロン活動に取り組むために新たに組織する任意の団体でもかまいません。
また、複数の自治会が連携して申請することも可能です。
- 「個人」でも申請することが可能です。例えば、自宅の一部を利用して高齢者交流サロンとすることも考えられます。
申請にあたっては、活動の対象となる地域の自治会や老人クラブ等とも話し合い、連携することが必要です。

5 開催場所は？

- 「**地域の高齢者が集まりやすい場所**」であって「**継続して開催が可能な場所**」としてください。
- 自治会館をはじめ、個人宅、空き家や空き店舗、公共施設等を想定しています。ただし、高齢者センターなど、地域の高齢者の利用を目的として設置され、職員が配置されている公共施設は対象としません。
- 借用物件の使用も可能です。この場合、賃借料の一部が補助金の対象となります。申請にあたっては、所有者からの了解が必要となります。

6 活動の内容は？

- **特に定めません。**
- 無理のない内容で、定期的に、継続的に開催してください。
- 一例として次のような内容が考えられます。
 - ・地域生き活きサロン：毎週2回（月・木）開催
 - ・あっとホーム：月1～2回（毎月1日と第3土曜日）開催

9:30	ボランティア開錠、準備（テーブル配置・冷暖房準備・湯沸し）
10:00	開催 ・参加者は都合の良い時間に来て帰る ・最初はお茶飲み、おしゃべり程度 ・参加者の話を聞きながら、活動に取り入れる
12:00	昼食・持ち寄り
15:00	ラジオ体操
16:00	終了～片付け
16:00	ボランティア施錠

- **開設時には、スタッフ（ボランティア）1名以上**の従事が必要です。
- 対象となる地域の誰もが参加できることが必要です。このため、一部の方しか参加が見込めない場合や、特定の活動に限定されたクラブ活動は対象としません。

7 開催の頻度は？

別表1（第4条関係）

開催項目	開催頻度	開催時間
①地域生き生きサロン	原則、週1回以上の開催とし、年40回を下回らない回数とする。	1回の開催時間の基準は、2時間以上とする。
②あっとホーム	原則、月1回以上の開催とし、年20回を下回らない回数とする。	

8 補助金の額は？

別表2（第5条関係）

補助金の区分	補助対象経費	補助金額	補助年次
(1) 地域生き生きサロン活動拠点整備事業費	地域生き生きサロンにおいて使用する建物等の修繕料、工事請負費及び備品購入費	補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、300,000円を上限とする。	・初年度のみ交付する。 ・あっとホームは、補助対象外とする。
(2) 地域生き生きサロン等運営事業費	①初年度立ち上げ費用 周知に係る費用 その他立ち上げ時に必要と認められる費用	補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、100,000円を上限とする。	・初年度のみ交付する。 ・地域生き生きサロン及びあっとホームは相互間で移行した年度は、初年度として扱わない。
	②運営費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱費、通信運搬費、保険料、人件費、その他運営に必要と認められる費用	開設1回あたり、地域生き生きサロンは1,200円とし、あっとホームは1,000円とする。ただし、要した費用の合計額が1回当たりの補助金の額に開設回数を乗じて得た額を下回る場合は当該費用の合計額を交付する。	

	③賃借料（固定資産税相当分）家屋及び宅地	補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、年額100,000円を上限とする。	あっとホームは、補助対象外とする。
	④賃借料（家屋相当分）	補助金の額は、補助対象経費の10分の10とし、月額10,000円を上限とする。	あっとホームは、補助対象外とする。

- （2）③及び④の賃借料については、活動開始月からの月割り分とします。

9 申請に必要な書類は？

- 申請に必要な書類は次のとおりです。

No.	書類	添付資料等
1	☐ 補助金交付申請書	☐ 収支予算書 ☐ 支出の根拠となる見積書の写し（市でコピーはしませんので、必ず写しを持参してください。）
2	☐ 全体計画書	☐ スタッフについて欄が不足する場合は、別紙一覧 ☐ 借用物件で実施する場合であって、賃借料の交付を希望する場合は、当該物件の前年度固定資産税課税額が分かる書類の写し
		・サロンの名称は自由に付けていただいてもかまいません。 ・主催者（代表者）を明らかにしてください。 ・実施場所については、管理者や所有者から承諾を得てください。 ・活動地域の範囲は、自治会名等で記入してください。
3	☐ 年間計画書 ・予定する実施日に○印 ・備考欄は適宜使用してください。	
4	☐ その他必要と認める書類	・申請の内容より、その他必要書類を提出していただきます。

- 様式のデータを提供しますので、メールアドレスをご連絡いただくか、USBメモリを持参してください。

10 その他

- 既に同様の活動に取り組まれている場合であっても、申請することが可能です。ただし、本補助金の交付要綱に沿うように整理することが必要です。
- また、同様の活動に他の補助金・交付金等を受けている場合であっても、申請することが可能です。ただし、補助金の使途について明確に区分することが必要です。
- 詳細については「鹿角市地域生き生きサロン推進事業費補助金交付要綱」に定めていますので、必ず内容を確認してください。

11 Q & A

Q： 自宅の一部を使用して個人で取り組みたいのですが、申請できますか。

A： 次のような点に注意してください。

- ① 鹿角市の場合は、自治会や老人クラブ等の活動も盛んです。このため、対象とする地域の代表者とも、取り組みについて話し合っておくことが大事です。
- ② 末永く活動するためにも、一緒に取り組む仲間づくりも必要です。

Q： 個人の所有する家（空き家、空き店舗）を会場とするため、一部バリアフリー化を行いたいのですが、補助対象となりますか？

A： 個人の所有する物件であっても補助対象とします。

ただし、補助事業により改修したものの、「活動が続かなかった」「所有者から返却を求められ活動を継続できなくなった」とならないように、活動内容について十分検討するとともに、事前に所有者と協議し、了承を得てください。

Q： 計画した回数を実施できなかった場合、補助金の返還は必要ですか。

A： 開設1回あたり、地域生き生きサロンは1, 200円、あっとホームは1, 000円を交付することとしていますので、例えば、50回の開催予定が48回になった場合、2回分は交付の対象となりません。

概算払を受けた分より開催回数が下回った場合は、返還の対象となります。

Q： 地域生き生きサロンの（1）活動拠点整備事業費30万円の活用例は？

A： 集まった高齢者のためになることが必要です。例えばバリアフリー化で段差解消や手すりの設置、トイレの洋式化などが喜ばれています。

外壁の修繕や屋根の塗り直しなど、直接集いに関係しないものは対象としません。壁紙の張り替えや、畳の交換、照明器具の交換など、高齢者が集まりやすい雰囲気づくりにつながるものは対象とします。

備品も同様に高齢者の使用を想定するものは対象とします。購入した備品を自治会や子供会などが共同で使用しても構いません。

皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、まずはご相談ください。

活用事例			
団体A	団体B	団体C	団体D
【工事】 ・仕切りドア設置 【備品】 ・冷蔵庫 ・石油ファンヒーター ・ハンガー ・ソファ	【工事】 ・トイレ洋式化 【備品】 ・テーブル、イス ・書庫 ・ホットプレート ・電気ポット ・テーブルタップ	【工事】 ・トイレ洋式化 【備品】 ・ジョイントマット ・エアーポット ・手すり ・ストーブ	【工事】 ・トイレ洋式、ウォッシュレット化
団体E	団体F	団体G	団体H
【工事】 ・トイレ洋式化ほか ・窓サッシ交換 ・手すり 【備品】 ・ソファ ・ストーブ、こたつ ・テレビ、テレビ台 ・アンテナ ・CDラジカセ ・時計	【工事】 ・なし 【備品】 ・テーブル、イス ・ストーブ ・カラオケセット ・そば打ちセット ・カセットデッキ ・デジカメ ・ラミネーター ・テント	【工事】 ・なし 【備品】 ・テーブル、イス ・電子レンジ ・カラオケセット	【工事】 ・玄関スロープ設置 ・トイレ洋式化 【備品】 ・テーブル、イス

Q： （2）①初年度立ち上げ費用10万円の活用例は？

A： 立ち上げに際し、周知・PRにかかるチラシ印刷や新聞広告等に使用できます。

先進事例の視察旅費にも使うことができます。

皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、まずはご相談ください。

活用事例			
団体A	団体B	団体C	団体D
・周知チラシ印刷 ・PR用名刺印刷 ・新聞広告 ・看板作製委託	・継続的に使用する物品を一揃え（鉛筆やペン等の文具、トランプやかるた等のゲーム類）	・周知チラシ印刷 ・新聞広告 ・看板作製委託	・周知チラシ印刷 ・看板作製委託 ・継続的に使用する物品を一揃え（事務用品、スリッパ、救急箱）
団体E	団体F	団体G	団体H
・周知チラシ印刷 ・看板作製委託 ・継続的に使用する物品を一揃え（CD、テープ、雑貨類）	・コーヒーマーカー ・食器類 ・その他消耗品類	・看板作製委託 ・継続的に使用する物品を一揃え（運動器具、ゲーム類）	・コーヒーマーカー ・看板作製委託 ・継続的に使用する物品を一揃え（ゲーム用品、救急箱）

Q： 開設1回あたりの運営費の活用例は？

A： お茶・お菓子代のほか、自宅や自治会館の光熱水費や保険料など、運営に必要と認められる経費を対象とします。

1回ごとに1,200円や1,000円を使い切るのではなく、1年間を通じてつかっていただいて構いません。例えば、40回開催であれば、1年間で48,000円の運営費がありますので、夏はお茶代で良いが、冬は灯油代がかかるなど計画的に使うこととなります。

皆さんのアイディアに柔軟に対応しますので、まずはご相談ください。

活用事例			
団体A	団体B	団体C	団体D
・ボランティア謝礼 ・お茶、お菓子 ・灯油代 ・電気料金 ・保険料	・自治会館使用料 ・お茶、お菓子 ・食材	・お茶、お菓子 ・電気代 ・ガス代 ・灯油代	・お茶、お菓子 ・電気代 ・ガス代 ・灯油代
団体E	団体F	団体G	団体H
・ボランティア謝礼 ・お茶、お菓子 ・灯油代、ガス代 ・電気、水道料金 ・汲み取り手数料 ・保険料	・ボランティア謝礼 ・自治会館使用料 ・お茶、お菓子 ・保険料	・自治会館使用料 ・お茶、お菓子 ・食材	・お茶、お菓子 ・食材 ・講師謝礼

Q： 賃借料はどのような場合に交付されますか？

A： 市内には自治会館が無い場所や、空き家や空き店舗を活用した方がより一層高齢者が集まりやすくなる場合が想定されます。また、自治会館が無いような場所もあります。

継続的に開催し、費用を抑えるためにも自治会館があるような場所は活用していただきたいのですが、個別にご相談ください。

Q： 車を使用したガソリン代は補助対象となりますか？

A： 立ち上げに当たってのPRや、連絡調整、場合によっては利用者の送迎等に自家用車を使用することがあると思われます。

こうした場合、サロン事業に何円分のガソリンを使ったか、領収書を添付することは非常に難しくなります。

代わりに自家用車の使用記録を残していただければ、補助金の対象となりますのでご相談ください。使用記録の様式も準備しています。

市の規定に準じて1kmあたり20円とします。

記入例			車両使用記録(高齢者交流サロン用)										
年	月	日	車種	オドメーター(km)			使用時間			走行経路	運転者		代表者 確認印
			ナンバー	出発時	到着時	距離	出発時刻	到着時刻	時間	使用目的	氏名	印	
25	1	17	カローラ	12,345	12,370	25	9:00	11:00	2:00	サロン～十和田市民センター～サロン	鹿角 花子	印	印
			秋田 000 あ 00-00							チラシ配布			
25	1	18	同上	12,400	12,415	15	13:00	15:00	2:00	サロン～花輪市民センター～サロン	鹿角 花子	印	印
			同上							チラシ配布			

Q： 参加者がゼロの場合は、補助金をもらえないのですか？

A： 「高齢者が気が向いた時に行く場所がある」ことが大事なことでと考えています。日によっては誰も来ない日があることも想定されますが、まずは「開けていること」が必要であり、そのために冷暖房を入れながらボランティアも準備しているため、結果的にその日がゼロであったとしても経費は発生していると考え、1日の実績として補助金を交付します。

ただし、あまりにもゼロが続いたり、特定の利用者しか来ないような状況が続くようであれば、補助事業の目的が果たせないこととなりますので、一緒に相談していきましょう。

Q： サロンで事故やケガ、病気が発生することが心配です。

A： このような場合、すぐに損害賠償請求が発生するような状況に陥らないよう、普段から利用者との信頼関係を築くとともに、誠意を持って事業に取り組み、対応することが必要です。

社会福祉協議会が窓口となっている「福祉サービス総合補償」で保険をかけることもできますので、ご相談ください。

Q： 参加者の負担を無料にはできませんか？

A： 末永く活動していただくためにも、補助金頼りにならないよう、お茶・お菓子代程度でも自己負担を検討していただきたいと思います。ただし、市で強制できるものではないため、主催者や参加者が納得のいく形にさせていただいております。

利用料(参加料)の例			
団体A	団体B	団体C	団体D
300円/1回	50円/1回	200円/1回	200円/1回
団体E	団体F	団体G	団体H
200円/1回	500円/年	100円/1回	無料

Q： 補助金の手続きが面倒です。

A： 補助金を受けるにあたっては、その財源が皆様からの税金であることも踏まえ、どうしても一定の手続きが必要となります。

ただし、市民にとってはその手続きは煩雑だと思われることは十分承知してい

ますので、担当者ができるだけ協力させていただきます。パソコン等不慣れな場合は代筆もしますので、お気軽にご相談ください。

まずは、誰が、どこを会場に、週何回開催したいかご相談いただければ、丁寧に対応いたします。

Q： 余剰金が出た場合は返さなくてはいけませんか？

A： もらえる補助金があれば使った方が得と考えられる場合もありますが、未永く続けるためにも必要な分だけ使った方が良いでしょう。

この場合、最終的に余剰金が出ることも考えられますが、自己資金の範囲内であれば翌年に繰り越すことが可能です。

なお、補助金については使った実績（領収書等）が無ければ、最終的に交付することはできませんのでご注意ください。

【例】

収入 補助金 $1,200\text{円} \times 40\text{回開催} = 48,000\text{円}$ の補助金
参加費 $100\text{円} \times 5\text{人} \times 40\text{回開催} = 20,000\text{円}$ の自己資金
計 $68,000\text{円}$

支出例① 実績として $58,000\text{円}$ の支出となった。

自己資金 $20,000\text{円} \geq$ 余剰金 $10,000\text{円}$

→繰越可

支出例② 実績として $30,000\text{円}$ の支出となった。

補助金 $48,000\text{円} \geq$ 支出額 $30,000\text{円}$

→補助金 $18,000\text{円}$ 減額

（補助金額よりも支払った額が少ない場合は、実際に支出した金額が補助金額となります）

自己資金 $20,000\text{円}$ は繰越可

Q： 当初計画したものと別の用途に使いたいのですが？

A： これは補助対象になるだろうと思っていたが、最終的に補助対象とならなかったという場合も想定されます。

事業を進めるにあたって、より良い使い道を発見することは当然あり得ますので、使う前にまずは担当者にご連絡ください。

Q： いちいち領収書を書いてもらうのは面倒です。

A： 購入したものが明記されていて、用途が説明できるものであればレシートでも構いません。ただし、謝礼として支払った場合を除き、全く記録にないものや、メモ書きは認められません。

Q： クレジットカードでの支払いや、口座振替により領収書がありません。

A： 例えば、電気代やガス代などは領収書を準備することが困難ですので、検針票を提出してください。クレジットカードでの支払いやインターネットでの購入の場合は確認できるものの印刷物などを提出してください。

Q： 光熱水費はどのように補助対象額を算出しますか？

A： 光熱水費については、明確に交流サロンに使用した分を分けることは困難ですが、例として次のように算出しています。自治会館等を利用して実施する場合、自治会との取り決めにより光熱水費を納めている場合はその額の領収証を提出してください。

【例】

電気代 検針票より

- ・基本料金分はサロンを開催しなくともかかる費用なので除外
- ・従量分を日割り計算
- ・契約内容によっても違うので、個別に検討します。

ガス代 検針票より 電気代と同様の考え方

灯油代 領収書より

- ・可能であれば灯油缶を分けて管理
- ・ホームタンク等で難しい場合は日割り計算

Q： 昼食を500円で提供したいのですが。

A： 利益が全くななくても（0円でも）、不特定多数に飲食物を提供する場合は保健所に届け出て所定の手続きをする必要があります。（食品衛生責任者の配置や設備整備など）

これは、営利事業に関連するというよりも、食中毒や伝染病の発生を未然に防ぐことが必要なためです。

交流サロンで飲食物を提供する場合は、当然、食中毒が発生しないよう十分に注意するとともに、主催者が来た人に提供するよりも、交流サロンの本来の有りで「来た人がお互いに持ち寄り、または一緒に作って食べる」ような形の方がよいでしょう。

Q： 自治会で行っている行事もサロンの対象になるのか？

A： 地域生き活きサロン等は「介護予防を行う場」であり、開設時間中に「誰もが、いつでも気軽に立ち寄ることができる場」であることが必要です。このため、以前から行われているような、自治会の行事（踊りの練習や草刈り等）は、サロン活動となりません。ただし、サロンに集った方々が、自発的に新しい活動を創っていくことを妨げるものではありません。

Q： 社会福祉法人が設置している多世代交流スペースでサロンを開きたいが、補助金の対象となるのか？

A： 社会福祉法人が設置している多世代交流スペースは、元々、交流サロンのような要素を含めて国からの交付金を受けて整備した施設です。また、そのために法人職員が配置されていることから、本補助金の対象外です。

設置者の社会福祉法人では多世代交流スペースを地域の住民と一緒に活用していきたいと考えているため、法人に直接ご相談ください。また、介護予防等の取り組みについては、市や地域包括支援センターが協力できることもありますので、ご相談ください。

Q： 社会福祉協議会が行っているわいわいランチをサロン開催日に実施したいが、補助金の対象となるのか？

A： わいわいランチは市が鹿角市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。サロン開催日にわいわいランチを実施すること自体は構いませんが、わいわいランチの弁当代についてはすでに市の助成を受けている状態ですので、鹿角市社会福祉協議会に支払う弁当代をサロンの補助金対象経費とすることはできません（二重補助になるため）。

Q： サロンの参加者で市民センターや商業施設に行きたい。タクシーで行こうと思うがタクシー料金は補助対象経費になるのか？

A：

担当者より

- この補助金は、「規定に従って、対象とならないものは交付しない」というよりは、「皆さんのアイデアを活かせるよう、柔軟に交付したい」と考えています。
- こうした積み重ねにより、よりよい補助制度ができると思いますので、どうぞご相談ください。